

辰野町地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少や高齢化が進む本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図り、もって地域力の維持・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、辰野町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協力隊は、町及び地域住民等との連携を密にし、地域の活性化に資する次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行うものとする。

- (1) 地域資源の発掘及び振興に関する活動
- (2) 農林業、商業及び観光の振興に関する活動
- (3) 地域の課題やニーズの解決に向けた活動
- (4) 地域行事及びコミュニティ活動に関する活動
- (5) 地域間交流及び移住促進に関する活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める活動

(委嘱)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 委嘱される前に本町の区域内に住所を定めたことがない者
 - (2) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に指定された地域（以下「条件不利地域」という。）を有する市町村（政令指定都市にあっては、条件不利地域）以外の市町村から生活の拠点を本町へ移し、委嘱の日以降、辰野町内に住民票を異動する者
 - (3) 本町に1年以上の居住を予定している者
 - (4) 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、かつ、積極的に活動できる者
 - (5) 心身が健康で、地域に溶け込む意思を有し、かつ、誠実に任務を遂行できる者
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が認めた場合は、この限りでない。

(委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は、1年以内とし、年度を超えないものとする。

2 町長は、前項の委嘱期間を超えない範囲で再度委嘱することができる。この場合において、その再委嘱回数は2回を限度とする。

(報償及び活動時間)

第5条 隊員の報償は、月額166,600円以内とする。

2 隊員の活動時間は、1週間当たり30時間程度とする。

3 町長は、地域協力活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

(隊員の活動の特例)

第6条 隊員は、活動時間以外において、町長が認める次に掲げる活動等を行うことができるものとする。

- (1) 地域協力活動に関連して実施するものであって、対価を得て行う活動等
- (2) 隊員の活動終了後の定住に向けた基盤づくりに必要な実証活動であって、対価を得て行う活動等

(隊員の遵守事項)

第7条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。

- (2) 常に所在を明らかにしておくこと。
- (3) 活動時間以外であっても、町内の行事、風習等の情報収集に努めること。
- (4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (5) 身体の不調又は地域協力活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに町長に届け出ること。

(服務)

第8条 隊員は、常に誠意をもって任務に当たり、その活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報告)

第9条 隊員は、その活動内容について業務日報により、町長に報告しなければならない。

2 隊員は、町から要請があったときは、活動報告会等に出席し、必要に応じて活動状況等について報告しなければならない。

(解嘱)

第10条 町長は、隊員が次のいずれかに該当するときは、委嘱期間中であっても、これを解嘱することができる。

- (1) 本人から解嘱の申出があったとき。
- (2) 法令若しくはこの告示に規定する事項に違反し、又は隊員としての職務を怠ったとき。
- (3) 心身の故障のため、隊員としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (4) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。
- (5) 地域協力活動に必要な適格性を欠くとき。
- (6) 協議なく住所を移したとき。

(町の役割)

第11条 町長は、協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
- (2) 隊員の活動に関する住民等への周知
- (3) 隊員の活動終了後の定住支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、隊員の円滑な活動に必要な事項

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年1月23日から施行する。